

平成 21 年 6 月 10 日現在

研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18330002
 研究課題名（和文） 立法学の公共哲学的基盤構築
 研究課題名（英文） Public Philosophical Foundation Building for the Study of Legislation
 研究代表者 井上 達夫（INOUE TATSUO）
 東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
 研究者番号：30114383

研究成果の概要：

本研究は、法哲学の新領域である「立法学（legisprudence）」の理論的基盤を深化発展させることを目的とし、議論の精査・分析を行った。結果、公共的価値の理解自体が分裂する多元的社会において、公共的正統性を備えた決定がいかんして可能かという観点から立法制度、立法政策が孕む問題点を析出し、さらに、現在の日本の立法過程における問題が立法の正統性保障のみならず立法の合理性保障と、謙抑性の保障にもあることを見いだした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	6,100,000	1,830,000	7,930,000
2007年度	4,500,000	1,350,000	5,850,000
2008年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
年度			
年度			
総計	14,600,000	4,380,000	18,980,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法哲学・法理学、立法学、立法理学、公共哲学

1. 研究開始当初の背景

本共同研究が課題とする「立法学」は、立法過程の実態に関する政治過程論的分析や、法案作成・通過手順に関する実務的ノウハウの集積とは異なり、法哲学の新領域開拓とパラダイム転換を図る国際的な知的運動として台頭してきた legisprudence と呼ばれる学問的営為に対応する。Legisprudence は、立法過程の実証分析を踏まえつつも、それにとどまることなく、複雑な現代社会の秩序形成全般における立法の存在理由と規範的権威を再検討・再評価し、立法過程が単なる「数と力と利のゲーム」を超えた「理」や「賢慮」

の発現の場となるための規範的諸原理とその保障条件を探求する学問運動を意味している。

これまで、立法過程の学問的研究は、ほとんど専ら政治学に委ねられ、法哲学・法理論の関心は立法過程そのものよりも、立法を授権する上位規範の役割の解明や、立法過程の産物たる法を解釈によって合理的に再構成し発展させる裁定理論に主として向けられてきた。立法学運動は、この状況に対する批判的反動として浮上し、立法過程自体を主題とした法哲学的・法理論的探求の発展を図る試みである。その背景には、主として次の二

つの問題意識がある。第一に、立法過程の政治学は、この過程を動かす諸力とその相互関係についての豊富な実証的分析を提供しているが、それが明らかにした現代民主主義社会の立法過程の歪み・機能不全・逆機能性等の欠陥を克服するための改革構想を提示し正当化する規範理論を十分発展させてきたとは言えないことへの不満がある。第二に、従来の法哲学・法理論は、立法過程を、権力ゲーム・打算・談合取引・煽動が跋扈し理性的熟慮の及ばない領域とみなし、「法の賢慮」が発現する理性的法発展の場を主として司法過程に求める偏見に囚われ、これが、立憲民主主義体制における違憲審査制の発展と相乗作用を起し、立法過程の理性的熟議遂行力の過小評価によって「立法の尊厳 (the dignity of legislation)」を不当に掘り崩してきたという批判がある。

このような問題提起は、法と道徳を区別する根拠を、認識論にではなく一定の実践的・規範的原理 (特に民主的立法の規範的優位を説く立場) に求める規範的法実証主義 (normative legal positivism) の論客たちによって先導されたが、近年では、規範的法実証主義の立場を超えて、立法過程の改革に関心をもつ多様な立場の法哲学者・法理論家によって、legisprudence という一層包括的な概念の下に包摂して論議が発展させられ、種々の国際シンポジウムの開催と今後の世界大会における定例化、立法学共同論集出版などの成果を生んでいる。さらに新しい立法学国際学術雑誌 *Legisprudence: International Journal for the Study of Legislation* も発刊された。

研究代表者井上は、この国際的な立法学研究推進過程に積極的に参与しているが、わが国では法哲学の新領域としての立法学への研究関心は萌芽的に散在するものの、本格的な研究基盤は未整備の状態にあり、従って法哲学的立法学の課題の析出と洗練、その方法論的・規範理論的基礎の確立練磨、それに基づく立法過程改革構想の提示を試み、わが国における立法学の研究基盤を整備確立するとともに、国際的立法学研究運動に対するわが国の法哲学界の発信力を高めることが急務の思想的課題であった。

2. 研究の目的

以上のような背景から、本研究は以下の諸点を目的とした。

(1) 公共哲学的観点から立法学の課題を再定式化し、その方法論を開発する。

立法の重要性が現代社会において飛躍的に高まってきたのは、単に、現代社会が急激に変化する「動態的社会」であり慣習・慣習法に依拠するだけでは秩序形成が困難になってきたことのみによるのではなく、変化へ

の対処の仕方をめぐり利害や価値観が鋭く対立分裂する「多元的社会」であり、暫定的にせよかかる対立に決着を付ける集合的決定としての立法が秩序形成に不可欠であることによる。したがって、立法学の課題は、「多元的社会における法の公共的正統性基盤は何か」という上述の先行共同研究の主題の一環として位置付けられなければならない、またそのように位置付けてこそ、実り多い議論が可能になる。すなわち、公共的価値の理解自体が分裂対立する多元的社会において、立法がこの対立を、公共的正統性をもって調停・裁断することはいかにして可能かという問題が立法学の基底に据えられる必要がある。本共同研究では、この観点から、立法学が扱うべき問題群と、それへの接近方法を、対立競合する公共性概念の多元的社会における正統性調達力の比較査定、「一階の公共性」と「二階の公共性」の区別、「法における公共性」と「法の公共性」の区別、公私二元論の批判的再編など上記先行共同研究の成果に基づいて、再定式化し洗練発展させる。(2) 公共性形成における民主的立法過程の役割を的確に位置付ける。

多元的社会における公共性形成という課題の遂行において民主的立法過程がもつ利点は、それが社会の多様な利害や価値観を司法過程や行政過程におけるよりも広範に表出させ、表出主体に討議・交渉させうることにある。しかしまた他方で、多数の専制、組織票・組織的資金調達力を駆使する特殊権益集団の跋扈、法規制のインフレと政策的整合性消失などの弊害を現代社会の民主的立法過程が蔓延させていることも事実である。民主的立法過程の利点を生かしつつその弊害を克服するために、民主的立法過程と司法過程・行政過程との間の適切なアジェンダ分割と相補的分業・相互啓発的協働の様式、さらに民主的立法過程内部における意思決定システムのあり方と適正な分権と集権のバランスを、上記(1)の研究をふまえて検討し、立法過程改革構想をマクロな立憲民主主義体制改革構想に包摂して提示する。

(3) グローバル化状況における立法学の新たな課題を析出し、それに対する指針を探索する。

グローバル化の進行は多元的社会における立法の公共的正統性問題を一層複雑にしている。それは人の移動の増大により国内の文化的民族的多様性を高めて立法の公共性をめぐる対立を深刻化するとともに、国際的または地域的な超国家的政治組織、ボーダーレス化した市場を動く資本、グローバルな規模で活動する民間非営利組織など、個別国家の住民に対して政治的答責性をもたない外部的諸力によって国内的立法過程が制約ないし統制されさえする度合いを強めている。

この状況が立法学に突きつける新たな課題を析出し、さらに、民主的立法過程に対する立憲主義的制約が、複雑化した文化的衝突を公正に包容しうるグローバルな妥当性をもつ価値原理を国内立法過程に編入する経路となると同時に、グローバルな政治的・経済的・社会的権力装置の覇権的な統制圧力から国内的立法過程を保護する安全弁にもなる可能性を検討し、この観点から上記(2)の立憲民主主義体制改革構想を補強発展させる。

3. 研究の方法

以上の研究目的を果たすために、本共同研究は以下の課題設定と手順に従い調査分析・理論化・テストの作業を行った。

(1) 公共哲学的観点からの立法学の課題の再定式化と方法論の開発

立法思想史の公共哲学的再検討

現代立法学の問題系の析出とその理論資源の査定

公共哲学的観点からの立法学の課題と方法の中間的総括

(2) 公共性形成における民主的立法過程の役割的確な位置付け

比較政治学の民主政モデル構成の再検討

比較憲法学の立憲民主主義体制モデル構成の再検討

立憲民主主義体制改革構想の中間的総括

(3) グローバル化状況における立法学の新たな課題の析出と指針探索

グローバル化の理念と現実の検討

立憲民主主義体制へのグローバル化の影響の検討

立憲民主主義体制改革構想の修正発展と共同研究の最終総括

4. 研究成果

この三年間の共同研究においては、まず、これまでの日本における立法を主題とした文献の整理検討を通じ、立法についてのこれまでの諸分野における蓄積が立法制度論(議会制度およびその運用)、立法政策原論(政策法学・法政策学)、立法原論(立法の法理学)として類型化可能であるところ、法哲学的観点からの立法学の課題は、立法原論についての検討から、前二者に対する批判的精査の遂行にあると位置づけられることを確認した。その上で、同課題が、「多元的社会における法の公共的正統性基盤は何か」という年来の先行共同研究の主題の一環として位置付けることができ、またそのように位置付けてこそかかる批判的精査が可能になるこ

とが見いだされた。すなわち、公共的価値の理解自体が分裂対立する多元的社会において、どのようにして立法がこの対立を公共的正統性をもって調停・裁断することができるかという問題を立法学の基底に据える必要が自覚された。一方で、実定法学、政治学の分野に属する研究者達の知見を積極的に摂取しつつ、批判的思考の対象となる立法および立法過程の現状に対する知識を深め、問題の輪郭を描出することに務めた。その過程で、立法に対して合理性をいかにして保障するかという問題とともに、立法に対してある種の謙抑性が自覚されるべきであるが、それをいかにして確保すべきかという問題もさらなる解明を要するものとして浮上してきた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

井上達夫「立法学の現代的課題—議会民主政の再編と法理論の再定位」

『ジュリスト』有斐閣, No.1356,

pp.120-148, 2008年, 査読無

井上達夫「特集にあたって」

『ジュリスト』有斐閣, No.1369, pp.8-10,

2008年, 査読無

谷口功一「議会における立法者, その人間的基礎」

『ジュリスト』有斐閣, No.1369, pp.39-44,

2008年, 査読無

Takehiro, Ohya, “Twisted Diet: a Failure in Legislating Politics in Japan”

Legisprudence: International Journal for the Study of Legislation, vol. 2, no. 3,

pp. 253-269, 2008. 査読有

[学会発表](計2件)

井上達夫「現代社会における立法学の課題」

(公開シンポジウム「より良き立法はいかにして可能か~立法の実践・制度・哲学を

再考する~」主催:日本学術会議・法学委員会「立法学分科会」/共催:本科研費

研究,2007年9月1日)

谷口功一「法哲学の観点から」

(同上)

[図書](計1件)

Inoue, Tatsuo, “The Rule of Law as the Law of Legislation”

(Luc Wintgens ed. *Legislation in Context: Essays in Legisprudence*,

Ashgate, 2007年), pp. 55-74.

〔その他〕

シンポジウム

「より良き立法はいかにして可能か～立法の
実践・制度・哲学を再考する～」
(2007年9月1日, 日本学術会議 1F 大ホ
ール, 日本学術会議・法学委員会「立法学
分科会」との共催)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 達夫 (INOUE TATSUO)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号: 30114383

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

田島 正樹 (TAJIMA MASAKI)
千葉大学・文学部・教授
研究者番号: 20147490
桂木 隆夫 (KATSURAGI TAKAO)
学習院大学・法学部・教授
研究者番号: 70138535
石山 文彦 (ISHIYAMA FUMIHIKO)
大東文化大学・法学部・教授
研究者番号: 80221761
大江 洋 (OE HIROSHI)
北海道教育大学・函館校・教授
研究者番号: 80308098
奥田 純一郎 (OKUDA JYUNICHIRO)
上智大学・法学部・准教授
研究者番号: 90349019
橋本 努 (HASHIMOTO TSUTOMU)
北海道大学・大学院経済学研究科・准教授
研究者番号: 40281779
稲田 恭明 (INADA YASUAKI)
東京大学・大学院法学政治学研究科・助手
研究者番号: 50376381
瀧川 裕英 (TAKIKAWA HIROHIDE)
大阪市立大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号: 50251434
松本 充郎 (MATSUMOTO MITSUO)
高知大学・人文学部・准教授
研究者番号: 70380300
谷口 功一 (TANIGUCHI KOICHI)
首都大学東京・都市教養学部・准教授
研究者番号: 00404947
大屋 雄裕 (OHYA TAKEHIRO)
名古屋大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号: 00292813
吉永 圭 (YOSHINAGA KEI)
立教大学・法学部・助教

研究者番号: 10361453

郭 舜 (KAKU SHUN)

東京大学・社会科学研究所・助教

研究者番号: 30431802

安藤 馨 (ANDO KAORU)

東京大学・大学院法学政治学研究科・助教

研究者番号: 20431885